令和８年 第12回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和８年11月10日（火）
午前９時00分から午前９時57分
場所：熊本県農業共済組合宇城支所２階会議室

○出席委員

（農業委員）

１番　中田　修	２番　五嶋　一精	３番　森田　滿
４番　欠	５番　宮本　文子	６番　春野　こずえ
７番　河野　公明	８番　山田　哲郎	９番　河田　克志
10番　岩田　猛	11番　森田　加代子	12番　杉田　雅宏
13番　藤本　正剛		

（農地利用最適化推進委員）

村山　安次	山本　祐精	松下　潤一
冨武　聖一	河野　道也	吉村　保人
斎藤　和浩	欠	河野　孝直
奥田　耕助	欠	欠
上村　君博	前田　圭一	吉澤　数則
吉川　勝弘	志水　勉	奥村　信幸
欠	田中　博明	

○欠席委員

農業委員

楠田　秋彦

農地利用最適化推進委員

木村　隆徳、田中　起代登、澤村　賢治、稲津　良照

○事務局出席者：（事務局長）米村　寿朗　（審議員）御舩　保博　（主任主事）山本　秀磨

議事日程（開議：午前９時00分）

日程第１　議事録署名委員の決定について
日程第２　会期の決定について
日程第３　議案第51号　農地法第３条の規定による許可申請について
日程第４　議案第52号　農地法第４条の規定による事業計画変更承認申請について
日程第５　議案第53号　農地法第４条の規定による事業計画変更承認申請について
日程第６　議案第54号　農地法第５条の規定による事業計画変更承認申請について
日程第７　議案第55号　農地法第５条の規定による許可申請について
日程第８　議案第56号　農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について

日程第 9　議案第 57 号　農用地利用集積等促進計画書の作成について
日程第 10　議案第 58 号　農地・非農地の判断について

開　会　（午前 9 時 00 分）副会長の号令による起立、礼

事務局長　定刻となりましたので、ただ今から、令和 8 年第 12 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の農業委員会総会への出席者は、農業委員総数 13 名中、12 名でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定に基づき、本総会が成立しておりますことを報告いたします。

それでは開会にあたりまして、会長がご挨拶申し上げます。

会　長　皆さん、おはようございます。農業委員、推進委員になられて推進委員の方におかれましては初めての総会となります。ようやく地震後に皆さんお揃いになっての総会を開くことができました。本委員会も一歩ずつ前に進めていかなければならないと思っていますが、一歩ようやく踏み出せたかなと思います。本日は場所も時間も通常とは違う形での開催となりましたが、理由としまして、まず市役所の大会議室の利用が難しいということでありまして、皆さんが入れる場所を探しておりましたところ、この共済組合が快く場所をお貸ししていただきまして、本日ここで総会を開くことができました。時間につきましては、いつもなら午後 2 時の開会なんですけど、実は明日開催の「無人ヘリ運転競技の全国大会」に奥田推進委員が選手として参加しますので、共に参加してまいりますためにこの時間の開催になったことお詫び申し上げます。

推進委員の皆さんにとっては初めての総会です。慣れないことも多々あるかと思いますがよろしくお願いしたいと思います。

議　長　それでは、これより令和 8 年第 12 回宇城市農業委員会総会を開会致します。

日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、8 番、山田哲郎委員、9 番、河田克志委員を指名致します。

議　長　日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮り致します。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

（　委員挙手　）

議　長　全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議　長　日程第 3、議案第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題と致します。

議案第 51 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　議案書の 3 ページになります。提案理由：農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の（1）の規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議　長　それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員に状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、	1 番　中田委員より
申請番号 2 番は、	三角 2　山本委員より
申請番号 3 番から 6 番は、	三角 5　河野道也委員より
申請番号 7 番及び 8 番は、	3 番　森田滿委員より
申請番号 9 番から 11 番は、	4 番　楠田委員欠席のため事務局より
申請番号 12 番は、	不知火 2　斎藤委員より
申請番号 13 番は、	松橋 2　奥田委員より
申請番号 14 番及び 15 番は、	12 番　杉田委員より
申請番号 16 番は、	豊野 2　田中博明委員より

それぞれ、説明を求めます。

中田委員　申請番号 1 番について説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による贈与となっています。渡人（資料の上段記載者）が亡くなられ、渡人（資料の下段記載者）は市外在住で、今後農地を適切に管理できないとのことです。現在、今回の申請地を受人の方が 10 年程度管理されておりますので、その方に全てお任せしたいということで贈与の形となりました。受人は何十年もみかん等を栽培されておりますので、何ら問題ないかと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

山本推進委員　2 番について説明いたします。申請事由は贈与です。当事者は親戚関係になります。渡人は非農家者で、受人は花卉栽培者で、今回の贈与となりました。何ら問題はありません。ご審議、よろしくお願いします。

河野道也推進委員　申請番号 3 番についてご説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請事由は経営規模拡大による売買になります。受人は専業農家で、渡人から今回の農地を買い取ってほしいということでの売買となっています。場所は受人の自宅の近くということで効率的に利用され、何ら問題はないと思われます。審議よろしくお願いします。

申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は、

経営規模拡大による売買になります。受人は柑橘を栽培されている専業農家で申請地を 2 年ほど前から、耕作されていて地域との調和要件に関しても問題ないと思われます。審議よろしくお願いします。

申請番号 5 番と 6 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は交換となっています。以前に利便性を考え交換をされていたのですが、正式な申請をされてなかったということで今回の申請となっています。何ら問題ないかと思われます。審議、よろしくお願いします。

森田滿委員　申請番号 7 番を説明します。詳細は記載のとおりです。借人が少し荒廃している畑を借りるということになっています。

8 番についても同じ受人が賃借契約により耕作されるということです。先般、現地も立会いのもと確認してまいりました。何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願いします。

事務局　申請番号 9 番から 11 番について、楠田委員に代わりまして事務局より説明致します。9 番と 10 番は受人が同一のため併せて説明いたします。申請事由は経営規模拡大による売買となっています。受人は農地の取得にあたり農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみて、取得後もその農地の全てを効率的に利用し、地域との調和要件にも支障がないと認められることから許可は可能と思われます。

続きまして申請番号 11 番について説明致します。申請事由は経営規模拡大による売買です。こちらも受人は農地の取得にあたり農作業に従事する人数、農業機械の所有状況からみて、取得後もその農地の全てを効率的に利用すると認められることから許可は可能かと思われます。以上です。

斎藤推進委員　申請番号 12 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は新規就農です。譲受人は農地取得にあたり専業農家として農作業に専念されるということです。農地取得後においてもその全てを効率的に利用すると認められますので、許可は可能と思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

奥田推進委員　申請番号 13 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は贈与です。譲受人は農地の取得にあたり農作業に従事する日数、人数、農業機械の所有状況からみて、取得後においてもその農地の全てを効率的に利用すると認められ、地域との調和要件にも支障はないと認められることから許可は可能と思われます。ご審議よろしくお願いします。

杉田委員　申請番号 14 番について説明致します。詳細については記載のとおりでございます。申請事由は経営規模拡大による売買です。渡人と受人の関係は、渡人は高齢であり、受人はその近くの農地を管理しており、今回の売買に至ったと

ころであります。受人は大規模農家で何ら問題はないと思います。ご審議をよろしくお願いします。

続きまして 15 番につきまして説明致します。詳細については記載のとおりです。申請事由は新規就農となっております。渡人と受人は同地区の方で、受人の方が今度の地震で被災されておりまして、別の所に家を建てるということで、後程 5 条関係に出てきますが、その建築部分以外の農地において、新規就農の形で柿を栽培するという内容になっております。ご審議よろしくお願いします。

田中博明推進委員　申請番号 16 番について説明致します。事由は贈与になります。渡人と受人は家族間の付き合いがあるそうです。受人は農地の取得にあたり農作業に従事する日数、人数、農業機械の所有状況からみて、取得後においてもその農地の全てを効率的に利用すると認められ、また本人においてはこれ以上、地域の休耕地を増やしたくないとの強い思いもあり、地域との調和要件にも支障はないと認められることから許可は可能と思われます。ご審議よろしくお願いします。

議　長　只今、申請番号 1 番から 16 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議　長　意見も無いようですので、議案第 51 号の申請番号 1 番から 16 番について承認される方の挙手を求めます。

（　委員挙手　）

議　長　全員挙手です。よって、議案第 51 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 16 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議　長　日程第 4、議案第 52 号「農地法第 4 条の規定による事業計画変更承認申請」を上程し、議題といたします。

議案第 52 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局　議案書の 9 ページになります。事業計画変更承認を受けるにあたり、農業委員会の議決が必要なため審議を求める。

続けて詳細を説明します。申請番号 1 番について詳細を説明します。この案件は、令和 8 年 5 月 12 日付けで特定建築条件付売買予定地の許可を受けました。その後、令和 8 年熊本地震の影響を考慮し、事業区画数の変更での申請と

なっています。

続けて、申請番号2番について詳細を説明します。この案件は、令和6年3月 12 日付けで建売住宅の許可を受けましたが、申請人と代理人との共通理解が出来ておらず転用目的に相違が生じたことから転用目的の変更及び事業区画数変更での申請となっています。

なお、既に対象地では家が2棟建築されているため、始末書が添付されております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議　長　　只今、申請番号1番及び2番について、事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議　長　　意見も無いようですので、議案第 52 号について承認される方の挙手を求めます。

（　委員挙手　）

議　長　　全員挙手です。よって、議案第 52 号の農地法第4条の規定による事業計画変更承認申請について、申請番号1番及び2番は、原案どおり承認することに決定されました。

議　長　　日程第5、議案第 53 号「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 53 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　　議案書の 11 ページになります。提案理由：農地法第4条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

議　長　　それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号1番は、	不知火1	吉村委員より
申請番号2番は、	8番	山田委員より
申請番号3番は、	11 番	森田加代子委員より
申請番号4番は、	小川5	奥村委員より

それぞれ、説明を求めます。

吉村推進委員　　それでは議案第 53 号4条規定案件について説明致します。申請番号 11 - 1

について説明致します。詳細は記載のとおりです。申請事由は農家住宅です。この案件は昭和 45 年頃に自宅、そして昭和 53 年頃に農業用倉庫を建築し、現在に至っています。そのためこの案件では始末書添付での申請となりました。排水同意、隣接同意もありまして、支障はない案件であると思われますので、審議のほど宜しくお願い致します。

山田委員　申請番号 11 - 2 について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由が貸駐車場となっています。この貸駐車場は、今回の 13 ㎡の面積分がまだ田の地目になっておりまして、そこが転用されるということです。（場所説明）何ら問題はないと思われます。ご審議よろしくお願い致します。

森田加代子委員　11 - 3 の案件に関し説明致します。内容は記載してあるとおりです。理由としては昨年の 8 月豪雨で住宅が被害を受け、現在自宅以外の場所に住まわれています。そこで自宅の横に家を建てたいということで、圃場を整備して家を建てられるように計画されています。現地を確認し、図面も確認しましたけど、雨水、汚水の排水状況とか何ら問題なく処理されているようです。以上です。

奥村推進委員　申請番号 4 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は個人住宅兼事務所で、この案件は平成 4 年頃、親の代に農地に住宅を建築され、現在子供さんが居住されています。そのため本申請は始末書添付で行われています。排水、隣接の同意もあり支障は無いと思われます。審議のほどよろしくお願いします。

議　長　ここで事務局より、各案件について農地転用許可の検討事項について説明を願います。

事務局　それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番及び 2 番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第 3 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 3 番は、10ha 以上の規模の一団の農地の区域内にある第 1 種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第 1 種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号 4 番は、農地から 500m以内に宇城市小川支所があることから農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

議　長　只今、申請番号 1 番から 4 番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立し

て、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議　長　　（委員挙手）はい、山本推進委員。

山本推進委員　ちょっと教えてください。1 番ですが申請地番の面積のうちの 146 ㎡ということで良いでしょうか。

事務局　　今回の 146 ㎡の方は、分筆は行わないということで、家の部分と倉庫の部分のみの一部転用の内容です。今回においては残りの部分の地目変更は行わないということでした。

議　長　　事務局として、今後において地目変更は強く求める方向でお願いします。

議　長　　（委員挙手）五嶋委員。

五嶋委員　　申請番号 4 番についての質問です。こちらは農家住宅では無く個人住宅であり面積が 500 ㎡を超えています。始末書にはその内容についても添付されているのでしょうか。

事務局　　始末書の内容的には、許可を受けずに建築したことに関する始末書となっているのですが、個人住宅兼事務所となっていますので、今回は個人住宅のみではなく事務所の用途もあるため、個人住宅だけでの面積超過ではないため農地法の許可なく建てた、という旨の始末書内容となっております。

議　長　　他に何かありませんか。
　では意見もないようですので、議案第 53 号の申請番号 1 番から 4 番について、承認される方の挙手を求めます。
（　委員挙手　）

議　長　　全員挙手です。よって、議案第 53 号の農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 4 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議　長　　日程第 6、議案第 54 号「農地法第 5 条の規定による事業計画変更承認申請について」を上程し、議題といたします。
議案第 54 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局　　議案書の 13 ページになります。提案理由：事業計画変更承認を受けるにあたり農業委員会の議決が必要なため、審議を求める。

続けて詳細を説明します。申請番号1番について詳細を説明します。この案件は、令和8年6月11日付けで個人住宅の許可を受けましたが、今回事業内容に変更はありませんが、権利の種類が所有権移転から使用貸借権設定への変更申請となっています。ご審議方よろしくお願いいたします。

議　長　只今、申請番号1番について、事務局より説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議　長　（委員挙手）藤本委員。

藤本委員　今回の変更申請につきましては、売買から、使用貸借権設定への変更、言うなれば無料貸しということなので、だいぶ意味が違ってくるかと思いますが、理由はどういう事でしょうか。

事務局　申請者（渡人と受人）は親子関係にありまして、当初の贈与から、使用貸借権設定への変更になったという案件になります。

議　長　他に何かありませんか。
意見も無いようですので、議案第54号について承認される方の挙手を求めます。
（　委員挙手　）

議　長　全員挙手です。よって、議案第54号の農地法第5条の規定による事業計画変更承認申請について、申請番号1番は、原案どおり承認することに決定されました。

議　長　日程第7、議案第55号「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。
議案第55号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　議案書の15ページになります。提案理由：農地法第5条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第4の1の（4）のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

議　長　それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。
調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説

明をお願いします。

申請番号1番は、	4番	楠田委員に代わって事務局より
申請番号2番は、	不知火2	斎藤委員より
申請番号3番から8番は、	松橋1	河野孝直委員より
申請番号9番は、	9番	河田委員より
申請番号10番は、	小川2	吉澤委員より
申請番号11番は、	小川4	志水委員より
申請番号12番は、	12番	杉田委員より
申請番号13番は、	13番	藤本委員より

それぞれ、説明を求めます。

事務局　申請番号 1 番について楠田委員に代わりましてご説明致します。転用事由は、駐車場となっております。この案件は申請地の向かいにある宅地と併せて取得する計画となっておりまして、宅地部分に駐車スペースが足りず今回の農地を駐車場として利用する計画になっています。すでに申請地に倉庫が建っておりますので、始末書添付での申請となります。排水同意、隣接同意もあり問題はないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

斎藤推進委員　申請番号2番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は個人住宅です。譲受人は結婚に伴い現在の住居が手狭になり申請地を贈与により取得し住宅を新築するための申請です。排水同意と隣接同意もあり支障はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

河野孝直推進委員　申請番号3番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は、個人住宅です。受人は、現在の住居が手狭なため申請地を購入し住宅を新築するための申請です。排水同意もあり支障は無いと思われます。

申請番号4番と5番につきましては関連のある案件となりますので、併せて説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は、蓄電池発電用電気設備、通路及び排水管設置です。本申請は、計画地と隣接する山林に蓄電池設備と通路及び排水管を設置する計画です。排水同意もあり支障は無いと思われます。

申請番号6番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は、貸土木・建築用資材置場です。申請地は道路沿いで利便性が良く、受人が申請地を買い受け建築業者に貸資材置場として貸し付ける計画となっています。排水同意もあり支障は無いと思われます。

申請番号7番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は、グループホームです。申請地はアクセスや周辺環境が良くグループホーム建築に適した環境のため、当地を選定されました。排水同意、隣接同意もあり支障は無いと思われます。

申請番号8番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請理由は、

貸店舗です。受人が駐車場を含むトレーニングジムを建築し、貸し付ける計画となっています。排水同意もあり支障は無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

河田委員　申請番号 9 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は、月極駐車場です。譲受人は、月極駐車場として整備し、地域住民及び駅利用者へ貸し出す計画です。申請地周辺は住宅も増えており駐車場需要が見込まれているため当地を選定されました。排水同意もあり支障は無いと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉澤推進委員　申請番号 11 - 10 について説明します。詳細は記載のとおりです。転用事由は、駐車場及び資材置場です。受人は、建設業を営んでおり、現在利用している資材置場が手狭になったため新たに駐車場及び資材置場として利用する計画です。排水同意もあり支障は無いと思われます。ここは 10 数年荒地だったんです。そして周辺に家が 1 件建っております。その廃虚同然の家のまわりの草とかを現在は刈って、きれいに整地してあります。まだ家は建っておりますが、地元の人の話では荒地がきれいになって非常に良いとの声もありますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

志水推進委員　申請番号 11 番について説明します。詳細は記載のとおりです。申請地は農地の一部を許可日から 5 ヶ月間一時的に利活用するものです。申請地は県道の工事に伴いまして、現場事務所・現場車両置場として活用するものでございます。当該地は長年にわたりまして、耕作されておらず、近隣も住宅化が進んでおりまして、農業用水の確保も困難な状況であります。返却後は畑として再生する意向であります。排水同意、隣接同意もあり支障はないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

杉田委員　申請番号 12 番についてご説明致します。詳細につきましては記載のとおりでございます。転用事由は個人住宅となっております。受人は、先ほど 3 条案件でもありましたけど、今回の地震で被害を受けて新しいところに家を建てるということです。面積は 500 ㎡で残りについては先ほどの 3 条で申請があったとおりでございます。区長の同意等も取れており何ら問題はないかと思いますので、ご審議の方よろしくお願い致します。

藤本委員　申請番号 11 - 13 について説明します。詳細は記載のとおりでございます。申請事由は貸トラック駐車場となります。この貸トラック駐車場というのが、現在、運送業を営んでおられる申請人が個人として、今回の申請地を購入し、自分の会社に貸し付けるという内容でございます。そういう理由で貸駐車場となっております。ここは第 3 種農地となっており隣接同意も排水同意もあり、

また現在既存の施設の拡張でもありますので特に問題ないかと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。

議　長　　ここで事務局より、各案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局　　それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番、3番、10番、11番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号2番及び12番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号4番及び5番は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある第1種農地ではありますが、隣接する土地と一体として同一の事業の目的に供するために行うものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号6番から8番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号9番は、農地から500m以内に小川駅があることから農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号 13 番は、農地から 300m以内に宇城市豊野支所があることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

以上です。

議　長　　只今、申請番号1番から13番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議　長　　意見もないようですので、議案第55号の申請番号1番から13番について、承認される方の挙手を求めます。

（　委員挙手　）

議　長　　全員挙手です。よって、議案第55号の農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番から13番は、原案どおり承認することに決定されました。

議　長　　日程第 8、議案第 56 号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第 56 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局　　議案書の 20 ページになります。提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 1 項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について、同条第 3 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。

議　長　　議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付しておりました総会議案により確認してきておられると思いますので、案件ごとの説明は割愛させていただきます。
それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議　長　　意見もないようですので、議案第 56 号について承認される方の挙手を求めます。
（委員挙手）

議　長　　全員挙手です。よって、議案第 56 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議　長　　日程第 9、議案第 57 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第 57 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局　　議案書の 44 ページになります。提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。
続けて詳細を説明します。議案書の 44 ページから 46 ページになります。
今月は、農業公社が買い入れるのが 3 件、売り渡すのが 1 件です。合計面積は、4 件中、全て田で 17,761 ㎡です。売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。ご審議方よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問、ご意見をお尋ねします。

議　長　　意見も無いようですので、議案第 57 号について承認される方の挙手を求めます。

（　委員挙手　）

議　長　　全員挙手です。よって議案第 57 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議　長　　日程第 10、議案第 58 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題といたします。議案第 58 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局　　議案書の 49 ページになります。農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。

続けて詳細を説明します。申請地の非農地の判断について、申請番号 1 番は小川地区農業委員及び農地利用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところです。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議　長　　それでは、案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議　長　　（委員挙手）山本推進委員。

山本推進委員　　申請地の現況は何になってますか。資料にある近隣の地番はどういう現況になっているのですか。近くに水源とかあるみたいですが。写真で見る限り、耕せば農地になりそうにも思えますので。

事務局　　今回の非農地と判断した理由としては、周辺に農地が無いというところと、農地として復元しても、その後、農地としての利用が見込めない農地も非農地として認められるという要件がありますので、今回そちらに該当としての扱いになります。

山本推進員　　農地として利用できないということですね。

事務局　　付け加えますと、資料の写真に写っています手前側が水路になっています。更に手前に県道が走っています。写真の中に赤枠で囲ってある部分の上の方が法面になっておりかなりの傾斜になっています。ここは昨年の水害、今年の地震によりかなり崩れている状況でして、人が入るのも危ない場所になっています。面積も小さいですし、周りにも農地は無いという事での非農地判断となったわけです。

山本推進委員　　分かりました。

議　長　　その他、意見も無いようですので、議案第 58 号について承認される方の挙手を求めます。

（　委員挙手　）

議　長　　全員挙手です。よって、議案第 58 号について、原案どおり承認することに決定されました。

議　長　　以上で本日の日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和 8 年第 12 回宇城市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なご審議、有り難うございました。

閉　会　　（午前 9 時 57 分）副会長の号令による、規律、礼。